東京都困難な課題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画体系(案)

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づく計画体系

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

- 1 基本的な考え方
 - (1)策定の趣旨
 - (2)計画の位置づけ
 - (3)計画の期間
- 2 現状及び課題
 - (1) 現状
 - ・女性相談センターへの相談件数、相談者の年代等の属性及び相談の内容種別
 - ・女性相談センターで一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由
 - ・女性相談支援員への相談数、相談者の年代等の属性及び相談内容の種別
 - ・女性自立支援施設への入所者数、年代等の属性、入所理由の種別、入所期間の分布等
 - ・母子生活支援施設等、他施策における女性の支援状況
 - ・困難な問題を抱える女性への支援に当たり協働が可能な民間団体及びその活動の状況
 - ・関係機関等からのヒアリング等により把握した実情等
 - (2)課題
- 3 基本目標

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

- 1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方
- 2 支援に関わる団体・機関等
- 3 困難な問題を抱える女性への支援の内容
 - (1)アウトリーチ等による早期の把握
 - (2)居場所の提供
 - (3)相談支援
 - (4) 一時保護
 - (5)被害回復支援
 - (6)生活の場をともにすることによる支援
 - (7)同伴児童等への支援
 - (8)自立支援
 - (9)アフターケア
- 4 支援の体制
 - (1)女性相談センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
 - (2)民間団体との連携
 - (3)関係機関との連携体制
- 5 支援調整会議
- 6 教育・啓発
- 7 人材育成・研修
- 8 調査研究等の推進

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 1 その他の支援施策
- 2 基本計画の見直し